

議第266号

通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（京都市西
京極総合運動公園陸上競技場兼球技場）

通称を命名する権利の付与の対象とする施設を次のように定める。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

名 称	京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場
位 置	京都市右京区西京極新明町29番地

提案理由

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場を、通称を命名する権利の
付与の対象とする必要があるので提案する。